

## 【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等 重要事項について</p>	<p>(省略)</p> <p>8. お客さまが本サービスで行う取引は、当社が提供している CURENEX 取引画面および API (※) を通して取引を行います (以下「本取引」といいます。)。本取引に係る決済は、全て、以下の PB (プライムブローカー) 一行に集約され、決済される仕組みとなっています。</p> <p>※CURENEX 取引画面および API は並行利用ができません。</p> <p>※API 機能とは、お客さまご自身でご導入・ご利用されるプログラム等によって C-NEX の取引を行うために必要な機能および情報等をいいます。</p> <p>(省略)</p> <p><u>11. 当社は、お客さまから注文を受けた場合、当該注文と同じ内容の注文をカバー取引先に行い、当該注文がカバー取引先で約定した場合、当該約定価格をもってお客さまの注文を約定します。</u></p> <p><u>なお、当社が配信している取引レートは、カバー取引先が配信している価格に当社がスプレッドを加味した上で配信しております。</u></p> <p><u>12. (省略)</u></p>	<p>(省略)</p> <p>8. お客さまが本サービスで行う取引は、当社が提供している CURENEX 取引画面および API (※) を通して取引を行います (以下、「本取引」といいます。)。本取引に係る決済は、全て、以下の PB (プライムブローカー) 一行に集約され、決済される仕組みとなっています。</p> <p>※CURENEX 取引画面および API は並行利用ができません。</p> <p>※API 機能とは、お客さまご自身でご導入・ご利用されるプログラム等によって C-NEX の取引を行うために必要な機能および情報等をいいます。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p><u>11. (省略)</u></p>

<p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆口座開設について</p>	<p>(省略)</p> <p>(法人のお客さまの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当社の説明書等に基づき英語で表示された取引画面等の UI (User Interface) および一部英語表記で作成された取引マニュアル等を理解できる十分な能力を有すること。</li> <li>●日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。</li> <li>●商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。</li> <li>●<u>ご自身で取引による損失限度額を設定して、当該限度額内で取引されているかを確認する等の管理体制が整備されていること。</u></li> </ul> <p>(省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、ならびに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。</li> </ul> <p>当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p>&lt;取引担当者基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引担当者は1口座につき1名。</li> <li>・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。</li> <li>・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。</li> <li>・日本国内に居住する20歳上の行為能力を有する個人であること。</li> <li>・口座名義人である法人に籍があること。</li> <li>・<u>店頭外国為替証拠金取引またはその他の金融商品の取引経験年数が1年以上あること。</u></li> </ul> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(法人のお客さまの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当社の説明書等に基づき英語で表示された取引画面等の UI (User Interface) および一部英語表記で作成された取引マニュアル等を理解できる十分な能力を有すること。</li> <li>●日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。</li> <li>●商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。</li> </ul> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>(省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、ならびに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。</li> </ul> <p>当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p>&lt;取引担当者基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引担当者は1口座につき1名。</li> <li>・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。</li> <li>・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。</li> <li>・日本国内に居住する20歳上の行為能力を有する個人であること。</li> <li>・口座名義人である法人に籍があること。</li> </ul> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>(省略)</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆取引の方法</p>	<p>(省略)</p> <p>f. <u>お客さまの注文の約定は、価格の決定方法（「d.」および「e.」で説明しています。）により生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信等により本来あるべき価格で約定せず、本来発生していなかったはずの利益または損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正または約定の取消をさせていただきます場合がございますが、その際には当社からお客さまに対し、速やかにご連絡いたします。</u></p> <p>g. <u>相場動向の急変や相場の流動性の減少、カバー取引先の状況変更等によって、当社がカバー取引先からお客さまとの取引価格を決定するために必要な参照価格の提示を受けられない場合、または、当社の基準に従いカバー</u></p>	<p>(省略)</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p><u>(記載なし)</u></p>

	<p>取引先から提示された参照価格が市場実勢を反映していない異常な価格である、もしくはそのおそれがあると認めた場合等、取引レートの配信を停止するのに合理的な理由があると当社が判断した場合には、お客さまへの取引レートの配信を停止します。当社がお客さまへの取引レートの配信を停止している間、ロスカット等全ての注文が約定できません。</p> <p>ただし、当社がお客さまへの取引レートの配信を停止している間の相場動向等によっては、取引レートを提示するカバー取引先の数によらず、そのカバー取引先が提示する参照価格が市場実勢を反映した取引レートであると当社が判断した場合等には、お客さまへの取引レートの再開を行う場合があります。</p> <p>なお、相場動向等によっては、当社がお客さまへの取引レートの配信を再開した時点で、ロスカットの執行や逆指値注文が約定することとなります。その場合、取引レートの配信再開後の執行や約定となりますので（なお、必ずしもレート再開時の取引レートで執行や約定されるとは限りません。）、ロスカットラインやお客さまが逆指値注文で指定していた価格を大幅にかい離して約定することとなり、事前にお客さまからお預かりした証拠金の額を大きく上回る額の損失が発生する可能性があります。</p> <p><u>h.</u> (省略) ～ <u>m.</u> (省略)</p>	<p><u>f.</u> (省略) ～ <u>k.</u> (省略)</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆証拠金</p>	<p>(1) 証拠金の差し入れ</p> <p>① (省略)</p> <p>②取引に掛かる取引証拠金は取引数量に対し約定金額に個人口座は「4%」、法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値に対し、1円未満を処理した額となります。</p> <p>(省略)</p>	<p>(1) 証拠金の差し入れ</p> <p>① (省略)</p> <p>②取引に掛かる最小取引証拠金は取引数量に対し約定金額に個人口座は「4%」、法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値に対し、1円単位を切り捨てた額となります。</p> <p>(省略)</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆税金について</p>	<p>個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。以下同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。（省略）</p>	<p>個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。（省略）</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為</p>	<p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、または顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取り次ぎもしくは代理を行うこと（以下「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(省略)</p> <p><u>w.</u> 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約</p>	<p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、または顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取り次ぎもしくは代理を行うこと（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(省略)</p> <p>(記載なし)</p>

	<p>定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること</p> <p>x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)</p> <p>y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること</p>	<p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p>				
<p>当社の概要について</p> <p>12 連絡先</p>	<p>YJFX!お客さまサービスセンター [C-NEX] TEL : 0120-952-318 [月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始および祝日を除く)] お問い合わせ URL : <a href="https://www.cnex.jp/call">https://www.cnex.jp/call</a></p>	<p>YJFX!お客さまサービスセンター [C-NEX] TEL : 0120-952-318 [月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始および祝日を除く)] お問い合わせ URL : <a href="http://www.cnex.jp/call">http://www.cnex.jp/call</a></p>				
<p>外国為替証拠金取引に関する主要な用語</p>	<p>(省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(連絡先) YJFX!お客さまサービスセンター [C-NEX] TEL : 0120-952-318 [月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始および祝日を除く)] お問い合わせ URL : <a href="https://www.cnex.jp/call">https://www.cnex.jp/call</a></p> </div>	<p>(省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(連絡先) YJFX!お客さまサービスセンター [C-NEX] TEL : 0120-952-318 [月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始および祝日を除く)] お問い合わせ URL : <a href="http://www.cnex.jp/call">http://www.cnex.jp/call</a></p> </div>				
<p>ワイジェイ FX 株式会社「C-NEX」取引概要</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">取引証拠金額</td> <td>取引数量×現在レート (MID レート) ×4% (法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値。)算出された値の 1 円未満を処理した額となります。</td> </tr> </table>	取引証拠金額	取引数量×現在レート (MID レート) ×4% (法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値。)算出された値の 1 円未満を処理した額となります。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">取引証拠金額</td> <td>取引数量×現在レート (MID レート) ×4% (法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値。)算出された値の 1 円単位を切り捨てた額となります。</td> </tr> </table>	取引証拠金額	取引数量×現在レート (MID レート) ×4% (法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値。)算出された値の 1 円単位を切り捨てた額となります。
取引証拠金額	取引数量×現在レート (MID レート) ×4% (法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値。)算出された値の 1 円未満を処理した額となります。					
取引証拠金額	取引数量×現在レート (MID レート) ×4% (法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値。)算出された値の 1 円単位を切り捨てた額となります。					